

（目的）

第1条 この規程は、西南学院大学（以下「本学」という。）が、教育研究水準の向上に努め、教育研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくために、教育研究及び大学管理運営の状況について、自己点検・評価を行うことを目的とする。

（実施体制）

第2条 前条の目的を達成するため、本学に内部質保証推進委員会（以下「内部質保証委員会」という。）及び個別点検評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）を置く。

2 内部質保証委員会の運営に関し必要な事項は、西南学院大学内部質保証推進体制及び手続に関する規程（2020年1月14日制定。以下「内部質保証に関する規程」という。）の定めによる。

3 個別評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める西南学院大学自己点検・評価規程細則（2012（平成24）年12月11日制定。以下「自己点検・評価規程細則」という。）によるものとする。

（自己点検・評価項目）

第3条 本学は、次に掲げる項目について自己点検・評価を行う。

- (1) 理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育・学習
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 大学運営・財務

2 前項各号に係る自己点検・評価項目は、内部質保証に関する規程第8条第1項第1号に基づき、内部質保証委員会が設定する。

（自己点検・評価活動）

第4条 自己点検・評価は、次に掲げる事項によって進められる。

- (1) 個別評価委員会は、前条第1項に定める項目のうち、当該個別評価委員会が所管する事項について、自己点検・評価を行う。
- (2) 個別評価委員会は、前号の自己点検・評価した結果について、毎年、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会（以下「基本問題評価委員会」という。）に報告を行う。
- (3) 個別評価委員会のうち、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題評価委員会は、個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価の結果を集約し、毎年、内部質保証委員会に報告を行う。
- (4) 内部質保証委員会は、評価結果についての集約を行うとともに、各学部、各研究科及び各部局に助言・指摘及び改善指示を行う。
- (5) 毎年の自己点検・評価活動は、別に定める実施要領による。

（自己点検・評価結果への対応）

第5条 本学は、毎年の自己点検・評価結果を自己点検・評価報告書としてまとめる。

2 前項の自己点検・評価報告書は、学校教育法が定める認証評価を受けるための調書とす

る。

- 3 自己点検・評価の総括結果は、学内外に公表する。
- 4 各学部、各研究科及び各部局は、自己点検・評価結果に基づき、その教育研究等について改善が必要と認められた場合は、その改善に努め、内部質保証委員会に改善状況を報告する。
- 5 学長は、総括結果を大学の諸計画に反映させるよう努めなければならない。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

(個別評価委員会)

第12条 内部質保証委員会のもとに、次に掲げる個別評価委員会を置く。

- (1) 教学マネジメント委員会
- (2) 研究マネジメント委員会
- (3) 基本問題評価委員会
- (4) 学部点検評価委員会
 - ア 神学部点検評価委員会
 - イ 外国語学部点検評価委員会
 - ウ 商学部点検評価委員会
 - エ 経済学部点検評価委員会
 - オ 法学部点検評価委員会
 - カ 人間科学部点検評価委員会
 - キ 国際文化学部点検評価委員会
- (5) 大学院点検評価委員会
- (6) 大学院研究科点検評価委員会
 - ア 法学研究科点検評価委員会
 - イ 経営学研究科点検評価委員会
 - ウ 外国語学研究科点検評価委員会
 - エ 文学研究科点検評価委員会
 - オ 経済学研究科点検評価委員会
 - カ 神学研究科点検評価委員会
 - キ 人間科学研究科点検評価委員会
 - ク 国際文化研究科点検評価委員会
- (7) その他の個別評価委員会
 - ア 宗教部点検評価委員会
 - イ 学生部点検評価委員会
 - ウ 教務部点検評価委員会
 - エ 図書館点検評価委員会
 - オ 学術研究所点検評価委員会
 - カ 体育館点検評価委員会
 - キ 情報処理センター点検評価委員会
 - ク データサイエンス教育点検評価委員会
 - ケ 国際センター点検評価委員会
 - コ 入試センター点検評価委員会

サ 言語教育センター点検評価委員会
シ 博物館点検評価委員会
ス キャリアセンター点検評価委員会
セ 教職教育センター点検評価委員会
ソ ラーニングサポートセンター点検評価委員会
タ ボランティアセンター点検評価委員会
チ 西南コミュニティーセンター点検評価委員会
ツ 西南子どもプラザ点検評価委員会
テ 臨床心理センター点検評価委員会

- 2 個別評価委員会の委員構成、職務等は、別に定める自己点検・評価規程細則による。
(所管部署)

第13条 この規程に関する事務は、総合企画部企画課の所管とする。
(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、内部質保証委員会の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

- 1 この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。
2 この規程の施行に伴い、西南学院大学点検評価規程（1992（平成4）年11月25日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年6月9日から施行し、2015（平成27）年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。